

令和4年度 第6回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和4年度第6回仁淀川町農業委員会定例総会を令和5年3月22日仁淀川町林業振興センター2階大会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 12名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 8名

欠席委員 4名

農地利用最適化委員 5名

欠席委員 2名

(事務局) 6名

3. 議案

議案第12号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第13号…農地法第5条の規定による許可申請の審議について

議案第14号…令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議案第15号…農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について

その他

開会

午前9時30分

事務局(●●) 令和4年度第6回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員会の出席数は13名、内農業委員は8名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員（4番 ●● ●●委員 8番 ●● ●●委員）を指名し、議案の審議に入る。

議案第12号

（農地法第3条の規定による許可申請の審議について）

（1）

○受付第29号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高岡郡佐川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 305 m²

●●字●● ●●番 面積 108 m²

●●字●● ●●番● 面積 152 m²

●●字●● ●●番● 面積 225 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

●●字●● ●●番● 面積 165 m²

●●字●● ●●番● 面積 217 m²

●●字●● ●●番● 面積 120 m²

地目は台帳は田、現況は畑になっております。

●●字●● ●●番● 面積 130 m²

●●字●● ●●番● 面積 220 m²

●●字●● ●●番● 面積 3.82 m²

●●字●● ●●番 面積 138 m²

●●字●● ●●番 面積 42 m²

●●字●● ●●番● 面積 346 m²

●●字●● ●●番● 面積 53 m²

●●字●● ●●番 面積 60 m²

●●字●● ●●番 面積 109 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

●●字●● ●●番 面積 1,807 m²

地目は台帳・現況とも田になっております。

●●字●● ●●番● 面積 488 m²

●●字●● ●●番 面積 198 m²

●●字●● ●●番 面積 487 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

合計面積 5373.82 m²です。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

3月14日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●● ●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第13号

（農地法第5条の規定による許可申請の審議について）

○受付第2号（農地転用）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地● ●● ●●さん

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地● ●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 12 m²

●●字●● ●●番● 面積 23 m²

●●字●● ●●番● 面積 168 m²

●●字●● ●●番● 面積 7.31 m²

合計面積 210.31 m²、地目は台帳・現況ともに畑になっております。

転用理由は駐車場となっております。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

現地確認を3月11日に譲受人●●さんと事務局●●の3名で実施しました。

まず事業実施の確実性については

1. 譲受人の●● ●●さんは、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思われます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 14 号

(令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について)

議案第 15 号

(農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について)

その他

- ・農業委員会活動記録簿について
- ・農業経営基盤強化促進法の改正について
- ・農業委員欠員 2 名について

閉会 午前 10 時 30 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員 ●● ●●

署名委員 ●● ●●